主文

被告人を懲役2年に処する。 この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する。

理由

(罪となるべき事実)

(証拠の標目)

(省略)

(法令の適用)

(省略)

(量刑の理由)

もっとも、被告人は、共犯者が事実関係を認めていない捜査段階から一貫して本件各犯行を認め、本件事犯の全容解明に協力するなど、反省悔悟していること、本件一連の犯行は、共犯者が計画し、被告人は、共犯者の指示に従って、白紙の見積書や請求書に会社代表者印等を押して同人に手渡したり、会社の銀行口座に振り込まれた金員を引き出して同人に手渡すなど、従属的な立場にあったこと、不正に得た金員も多くは共犯者が得ていること、本件各犯行だけでなく、自ら不正に取得したとする金額合計562万円余を弁償していること、被告人には前科前歴がないことなど、斟酌すべき事情も認められる。

そこで、これらの事情を考慮して、被告人に対しては、その刑責を明確にした上で、今回に限り、刑の執行を猶予するのが相当と判断した。

よって、主文のとおり判決する。(求刑 懲役2年)

平成13年10月17日

広島地方裁判所刑事第二部

裁判長裁判官 小 西 秀 宣

裁判官 浅 見 健 次 郎

裁判官 鈴 木 祐 治

番号	欺罔年月日 (ころ)	詐取 (振込) 年月日	請求書・詐取(振込)金額
1	平成11年 8月30日	平成11年 8月31日	179万5500円
2	平成11年12月27日	平成11年12月28日	132万3000円
3	平成12年 2月28日	平成12年 2月29日	18万9000円